

# 伊達市いじめ防止基本方針【概要版】

平成28年11月24日  
(平成30年12月13日一部改訂)

## I 概要

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第7号以下「法」という。）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、「伊達市いじめ防止基本方針」を策定する。

### 1 いじめの定義、いじめの禁止、いじめの解消(法第2条)

- ・いじめとは一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為である。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはならない。
- ・いじめが解消している状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3か月を目安）および「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。

### 2 基本理念（法第3条）

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ・「いじめの未然防止」…いじめを生まない
- ・「いじめの早期発見」…子どもたちのサインを見逃さない
- ・「いじめへの早期対応」…速やかに対応し措置を講じる  
を柱に市及び教育委員会、学校等の関係機関が取り組んでいく。

### 4 市及び教育委員会の責務

- ・学校がいじめ問題への対応や未然防止に向けた効果的な取組ができるよう連携を図る。
- ・いじめがあった場合は、迅速な報告を受け、適切な対応についての指導・助言を行う。
- ・いじめを受けたとされる児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導・助言等、職員の派遣を含め、必要な支援を行う。

### 5 学校の責務

- ・人権教育に組織的に取り組み、互いに認め合いながら課題を解決する力を育む。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページ他、年度開始時に児童生徒、保護者等に説明するとともに、いじめに関する相談窓口を周知する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの認知に努める。
- ・認知したいじめに対し、早い段階から的確に関わる。

### 6 保護者の責務

- ・子どもの話に耳を傾け、子どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせる。
- ・子どものささいな変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- ・子どもがいじめを行った場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ連絡する。

### 7 児童生徒の役割

- ・いじめを行ってはいけない。
- ・いじめを発見したら、直ちにそのことをまわりの大人に知らせる。
- ・互いを認め合える人間関係づくりに努める。

### 8 重大事態への対処（法第28条）

- ・重大事態の報告（学校→教育委員会→市長）
- ・重大事態にかかる調査（教育委員会→学校いじめの防止等の対策のための組織）
- ・学校いじめの防止等の対策のための組織での対応が難しいと判断した場合は、「伊達市いじめ重大事態調査委員会規則」に基づき、同委員会が調査を行う。
- ・調査結果の報告及び情報提供（調査委員会→教育委員会→市長→市議会、教育委員会→被害者及び保護者への説明）必要に応じて警察や児童相談所への通報。
- ・市長が必要と認めるときは、「伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例」に基づき、同委員会が再調査を行う。（市長→市議会）